

創業・第二創業塾の目的

創業を検討している方、第二創業をお考えの方を対象に全7回のシリーズにて「創業・第二創業塾」を以下のカリキュラムで実施していきます。経営の基礎、マーケティング理論、財務・会計、労務関係、プレゼンテーション力が身に付き、経営には欠かせないスキルを習得できる充実した内容となっています。また、本塾は産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業」に該当するため、要件を満たした受講者は支援策を活用して頂くことができます。グループワーク、ビジネスプランの立案等を通じて夢を実現していきましょう。

カリキュラム内容

日 時	テ ー マ	内 容	講 師
2024年 10月9日(水) 13:30～17:30	第1回 事業計画の作成に向けた準備	☐ 研修カリキュラム概要説明 ☐ ゲームでオリエンテーション (自己紹介・仲間作りのために) ☐ 自らが実現したい創業(第二創業)のイメージ ☐ 創業の心構え、ポイント ☐ ビジネスプランの作成に向けて準備	中小企業診断士 塔筋 幸造 氏
2024年 10月16日(水) 13:30～17:30	第2回 創業・第二創業を成功させるには	☐ ビジネスゲームで経営判断をしてみよう ☐ チャットGTP AIを知る ☐ 金のなる木を知る ☐ 自分の得意な分野を伸ばす(成功事例から学ぶ) ☐ 身近なイノベーションを活用する ☐ ITの活用、DX(デジタルトランスフォーメーション)、SNS、AI	中小企業診断士 塔筋 幸造 氏
2024年 11月6日(水) 13:30～17:30	第3回 マーケティング理論	☐ 基礎から学ぶマーケティング ☐ 市場を調べる方法(統計活用術) ☐ こう考えれば役立つ4Pと3C ☐ 業界を分析して、自社に役立てる方法 (ファイブフォースのグループ学習) ☐ ペルソナ想定	中小企業診断士 塔筋 幸造 氏
2024年 11月20日(水) 13:30～17:30	第4回 財務の分析力の向上 金融の基本	☐ 決算書からわかることを知る ☐ 基礎からの会計と一緒に学習する ☐ 黒字決算で倒産する謎 ☐ 利益を考えて行動する ☐ 金融機関が見る創業の視点	中小企業診断士 塔筋 幸造 氏 日本政策金融公庫 豊岡支店 兵庫県信用保証協会
2024年 11月27日(水) 13:30～17:30	第5回 創業のための 実践力養成	☐ 経営計画と利益計画 ☐ 価格と価値の違いを知る ☐ F A B Eを使った営業 ☐ 中小企業成長のための戦術 (小さな芽が成長していく過程) ☐ 聞く力と人脈づくり	中小企業診断士 塔筋 幸造 氏
2024年 12月4日(水) 13:30～17:30	第6回 人材育成、リスク管理 ビジネスプラン作成 プレゼンテーションの基礎	☐ モチベーションを維持して組織を作るには ☐ リスク管理[コンプライアンス] ☐ わかりやすいプレゼン技法 [エレベーターピッチ] ☐ アピール力をつけるには	中小企業診断士 塔筋 幸造 氏
2024年 12月18日(水) 13:00～18:00	第7回 ビジネスプラン発表 ワークショップ	☐ ビジネスプラン発表 ☐ 全体のまとめ ☐ グループワーク(意見交換) ☐ 修了証の授与	中小企業診断士 塔筋 幸造 氏

※参加人数が定員を大幅に下回る場合は、講座を変更して実施する場合がありますので予めご了承ください。
※講義とは別枠で個別相談会を行います。詳細は創業塾期間中にお知らせします。

受講にあたっての
ご理解とご協力のお願い

- 各回の受講の際は、受付での手指の消毒にご協力をお願い致します。
- 37.5度以上の発熱がある方は、受講をご遠慮ください。

受講特典(詳細)

1 養父市創業・第二創業補助金とは

養父市の地方創生の取り組みの一環として、産業振興と経済の活性化、新たな雇用創出を目的に、市内における多様な創業・第二創業を支援します。

▶補助対象事業 養父市内で創業・第二創業により行う事業で次に該当するもの

- ①市内の産業の振興及び雇用の創出を図り、継続が見込まれるもの
- ②補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の総額が50万円以上のもの

【創業・第二創業の定義】

創 業 … 事業を営んでいない個人が所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出により新たに事業を開始すること又は事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始するものをいいます。
第二創業 … すでに事業を行っている個人事業主又は法人が、日本標準産業分類の小分類以上が異なる業態転換又は新事業進出等を行うものをいいます。

▶補助対象者 養父市内で創業・第二創業を行う者で次の①から⑥の全てに該当する者

- ① 補助金を申請する年度内に創業又は第二創業を行う者(又は補助金の申請時において創業又は第二創業を行った日から3年を経過していない者)で、市内に主たる事業所(本社、本店等をいう。)を有し、又は設けようとする者
- ② 個人事業主にあつては、事業の完了までに養父市に居住し、住民登録がされている者
- ③ 法人にあつては、事業の完了までに市内を主たる事業所の所在地とした法人登記が行われている者
- ④ 市税等を滞納していない者
- ⑤ 養父市企業支援センター又は金融機関の指導を受けた事業計画を有する者
- ⑥ 個人事業主にあつては本人又は後継予定者が、法人にあつては役員のいずれかが昨年度までに養父市商工会主催による創業塾を受講され証明書の発行を受けた者(証明書発行要件:講義7日間のうち、5日間以上の出席)

ただし、次に掲げる者は対象者になりません。

- ・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている者(同一事業者1回限り)
- ・既に創業している個人事業主が新たに法人を設立する等(いわゆる法人成り)する場合
- ・同一の事業で養父市から同趣旨の補助金(養父市企業等振興奨励制度「新規創業、事業継承助成金」など)の交付を受けた者、又は受けることが確定している者 等

▶補助対象経費 補助対象期間に支払ったことが証明できる以下の経費

- ① 人件費 ② 工事・修繕費 ③ 設備・備品等購入費 ④ 事業所等の賃借料 ⑤ 業務委託・外注費
- ⑥ 謝金等 ⑦ 広告宣伝費 ⑧ 研修費

【条件】①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
②補助対象期間内に発生し、支払が完了した経費 ③証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

▶補助率等 補助対象経費合計額の1/2以内 補助金の限度額100万円

- ・補助対象者が、女性、40歳未満の者又は養父市に住民登録後3年以内の者(U・Iターン者)の場合は、補助対象経費合計額の3分の2以内
- ・市内の地域資源を活用し、食品等の製造加工を行う事業で、200万円以上の設備投資を行う事業の場合は、限度額 200万円

▶補助対象期間 令和7年度の場合:令和7年4月1日～令和8年2月28日(予定)

注1「養父市創業・第二創業塾2024」を受講された方の同補助金申請は令和7年度以降となります。
注2 令和7年度の予算状況により内容に変更がある場合があります。

2 特定創業支援等事業に該当する事業のため創業者に対する措置が受けられます。(減税、拡充)

- I. 株式会社を設立する際の登記に係る登録免許税の軽減(資本金の 0.7% → 0.35%)
※最低税額は 15万円 → 7.5万円 に減額
- II. 創業関連保証の特例
創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6ヶ月前から利用可能
- III. 日本政策金融公庫が取り扱う「新創業融資制度」について、自己資金要件を撤廃

3 養父市、商工会が連携して、受講者の方へ伴走型支援の展開を行います。

本塾が終了後も継続的な事業展開、課題解決に向けた専門家派遣の実施および活用できる施策メニューの情報提供を行い、アフターフォローも継続的に受けて頂くことが可能です。